

第10回宮城県産業振興審議会

日 時 : 平成16年1月27日(火)

午前10時から正午まで

場 所 : 宮城県庁4階 特別会議室

宮城県産業経済部

1.開 会

司会 本日の審議会には、水産林業部会専門委員の方々にも御出席をいただいております。よろしくお願いいいたします。

次に、本日の会議の成立について御報告いたします。

大沼毅彦委員、川村恒雄委員、白鳥則雄委員、高橋四郎委員、永田英雄委員、早坂みどり委員、川野泉委員、島貫文好委員、鈴木浩一委員、以上9名の委員の方は本日所用のため欠席されておられます。

委員総数26人のうち、本日は17名の方々に出席をいただいております。

本会議の定足数は2分1以上でございます。本日はこの要件を満たしております。会が成立しております。

ここで、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料は、「資料1」から「資料3」までございます。また、参考資料として、産業振興審議会条例を配付しております。資料の不足等がございましたら、係員にお申しつけください。

委員の皆様のお発言に当たっては、お手元でございますマイクの使用をお願いいたします。大変御面倒をおかけいたしますが、御協力をお願いいたします。

会議につきましては、条例の規定に基づきまして会長が議長となり議事を進めることになっております。

四ツ柳会長よろしくお願いいいたします。

2.議 事

四ツ柳会長 おはようございます。

それでは、決まりによりまして、会長として議長を務めさせていただきます。

最近のいろいろな経済関係のニュースを聞いていますと、長かった不況もどうやら上昇に転じて明るさが見え始めたのではないかということが言われておりますが、状況は状況として依然としてこの先多くの努力が必要な社会情勢だと見ております。

その中でも、今この会議で審議しております一次産業関連は、これから21世紀後半に目がけて人々が安全に暮らしていくための基盤になる非常に大切な産業領域なのですが、就業人口が減りつつあるなど、人口全体の減少の中で大変苦しい進路が予想されますので、この一次産業を根幹のひとつとする宮城県としましては、非常に大事な領域の御審議をいただくことになると思います。

「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画が審議議題であります。昨年の秋以来、本会議がこれで2回目、それから部会が3回開催されておまして、その結果を今日ここで総合的に点検審議することになります。

今回は特に部会から御提案されております、いわゆる環境を視野に入れて、この水産業のフィールドの中で物質循環をどうとらえてどう計画するかという視点が入った新しい案が出ておりますので、十分に御検討いただければと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

(1) 審議事項「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画について

四ツ柳会長 審議事項(1)の「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画の審議につきましては、昨年7月に開催いたしました第8回の審議会で諮問を受けた後に、水産林業部会で検討を行ない、さらに12月に開催しました第9回の審議会で、中間取りまとめについて御議論いただいたわけですが、その後、1月に開催した水産林業部会におきまして、最終案に向けて御検討いただいております。

今日は、水産林業部会の谷口部会長から、これまで重ねてきました意見を調整して、最終案としてここに報告をしたい旨の申し出をいただいておりますので、本審議会ではこの最終案について、これから御議論をいただいて、審議会として答申を取りまとめたいと考えております。

では、まず、議事の(1)審議事項「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画の最終案について、谷口部会長から御説明をお願いします。

谷口水林部会長 どうもありがとうございました。

それでは、「みやぎ海とさかなの県民条例」につきまして御提案させていただきます。

この水産林業部会は平成15年9月19日、それから10月21日、平成16年1月15日の3度にわたって基本計画の協議を進めてまいりました。また、平成16年1月14日、今月ですが、石巻市におきまして水産業界の皆様の熱い御意見をちょうだいいたしました。それらに基づいて、基本計画を案として作成いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

答申案の1ページを開いていただきます。

「はじめに」とございますが、この答申案を作成するに当たりまして、基本的な考え方を具体的に提案する必要があるのではないかと考えまして、事務局と私どもの協議のもとに、この基本計画の考え方をまず最初に「はじめに」ということで述べさせていただきます。

1ページ目なんです。上の二つの段落におきましては、宮城県の水産業の全国的な位置づけを記載しております。宮城県の水産業は北海道に次ぐ全国第2位の大きな産業でございます。

まして、この宮城県の水産業の動向は内外に非常に大きな影響力を持っておりということでございます。

その産業をどのようにして発展させていくのかということで、私たちは、まず基本的な考え方といたしまして、同じページの下から5行目、「健全で豊かな食と環境を実現する水産業の構築」ということを基本的な考え方として提案したいと思います。この「健全で豊かな食と環境を実現する水産業の構築」ということは、健康で潤いのある県民生活を支えるため、新鮮でおいしい水産物を十分に供給できるとともに、次代にわたって自然と共生できる、健全で活力ある水産業を築き合うということになります。食料産業としてばかりではなくて、環境を保全する産業としても私たちは実現させていきたいと考えております。

次のページをごらんください。

先ほど四ツ柳会長からも御説明がございましたが、私たちはこの地球上で物質の循環の一部として水産業をとらえたいと考えました。上から8行目ですけれども、「水産業はこのような水産物を食料として海から回収して再び陸上へ戻している唯一の産業であり、地球上の物質循環において極めて重要な役割を果たしていると言えます」という認識のもとに、「したがって、水産業は食料産業であると同時に環境保全型産業である。また、水産業という産業がなければ、現代社会が過剰に排出する有機物によって、沿岸の環境は著しく荒廃してしまう。したがって、生産された水産物を県民の皆さんが積極的に消費すること、食べることで自身が沿岸の環境を健全に保つことにもつながる」という認識で、この基本計画を進めていきたいと考えました。

そのためには、一番最後の段落になりますが、「現在、地方分権社会を迎えようとしておりますけれども、財政的にも、すべてにおいて決定権を持った地方分権の社会をつくり上げていく過程の中で、地域社会が一体となって水産業の振興に取り組む。当事者として水産業をより一層発展させる」という認識でこの答申案を提案させていただきたいと考えております。

次のページをお開きください。

次のページは目次になりますが、全体の構成について説明させていただきます。

最初に、計画策定の考え方を述べさせていただきます。

次いで、水産業に関する現状と課題について整理した内容を述べさせていただいております。

3番目に、水産業の振興に関する基本的な方針について提案させていただきます。これに関しては、条例の基本理念に基づいた8項目の基本的な方針を提案させていただきます。

また、施策の展開に当たりましては、県のみではなくて、水産業者等、あるいは県民、それぞれの各自の役割を具体的に提案をさせていただきたいと思っております。

4番目の計画の目標ですが、各漁業種目ごとに生産量、生産額、形態、就業者数などをすう勢値、10年後のすう勢値を想定いたしまして、それに対してこの計画に基づいた目標値がどの程度設定できるかということをご提案させていただきます。

5番目の施策の展開ですが、1番から5番、まさに宮城県の考えとして沿岸漁業を具体的にどのように発展させていくのかという内容について説明させていただき、さらに、海外等の国際的な課題、あるいは全国的な規模で解決を図らねばならない内容につきましては、国へ働きかけという五つの柱で施策を展開するというところでございます。

それでは、1ページ目をお開きください。

計画策定の考え方をかいつまんで説明させていただきます。

まず、この計画は中長期的な目標、基本的な方針及び総合的かつ計画的に展開すべき施策の方向性を示すというものでございます。なお、この計画の期間はおおむね10年後の平成25年としております。

2ページ目の水産業に関する現状と課題でございますが、ここには、国と宮城県の両方に分けて、現状認識と問題点、課題を整理しておりますが、既に御説明申し上げている内容でございますので、この2ページ目から6ページ目は割愛させていただきます。

7ページをお開きください。

水産業振興に関する基本的な方針でございます。まず、「施策の推進に当たって」ということでございます。私たちは基本的には目標年である平成25年におきまして、具体的に1経営体当たりの漁業生産額を増大させ、漁業所得を向上させることを具体的な目標とする基本的な考えに立って進めたいと思っております。すなわち、水産業にたずさわっている方たちがより豊かになっていただくということをご計画の基本的な考え方にしたいと思っております。

2番目の施策展開の基本的な方針ということになりますが、条例の基本理念に基づきまして、で示した8項目の重点施策を掲げています。

「水産資源水準の維持と水産物の安定供給」「安全で安心な付加価値の高い水産物の供給」「水域の環境保全」「担い手の育成と生産体制の確立」「ブランド性の確立」「産学官の連携」、それから「県民の理解」「水産業者等の自主的な取り組み」といった、この8項目にわたる施策を基本的な方針として進めたいと思っております。

3番目の施策の展開に当たっての役割ですが、従来は宮城県、すなわち、行政の責任が、あるいはその役割のみが中心で論じられていたわけですが、この基本計画におきましては、さらに受益者である、また中心的に担っていただく水産業の皆様、それから県民の皆様にもおのおの役割を担っていただくということをぜひお願い申し上げたい。そして、この我が豊かな宮城県の郷土への誇りと参加意識を強く、ともに持っていきたいと願っております。

次のページをお開きください。

計画の目標でございます。ここには漁業種類ごとに10年後に、このまま行った場合のすう勢値と施策が効果的に展開された場合の目標値を設定しております。目標値の設定には特に事務局の方たちが大変苦勞しております、例えば、この9ページ目の漁業生産量をごらんください。すう勢値が合計34万4,000トンに対しまして目標値は38万トンと設定しています。10ページ目の漁業生産額につきましては、すう勢値が832億円のところを目標値は965億円と設定いたしました。それから11ページを開きまして、4番目1経営体当たりの生産額をご覧ください。この1経営体当たりの生産額につきましては、私どもが最も注意を払ったところでございます。先ほど申し上げましたように、この生産額は漁業種別に増大させる目標として、すべてすう勢値に対して、より上積みした形で目標を設定させていただきました。

それから、12ページの水産加工業でございますが、これに関しましても、平成13年の参考値に対して3,500億円という目標を立てさせていただきました。

その次をお開きください。

A3判1枚により基本計画を整理した表でございます。この表の一番左側は、「みやぎ海とさかなの県民条例に基づいた基本理念」、それから主要な方策が書かれています。その基本理念と主要な方策に基づきまして、ただいま申し上げました現状、それからすう勢、目標を左から2番目の枠の中に示しております。さらに、この目標達成のために、先ほど来申し上げてきました8つの施策展開の基本的な方針を立てております。そして、一番右側でございますが、この基本方針を具体的に展開するための施策について5つの内容と国への働きかけとして、合計6つのキーワードから成り立っています。そして、このおのおのキーワードに対応させて、一番左側の主要な方策に対応させています。例えば、1番目、「量から質へ、健全な資源と環境づくり」のところは水産物の持続的かつ安定的な利用に向けてということで、一番左側の県民条例と具体的な施策の展開とを対応させるような形になっております。また、6番目の「国への働きかけ」につきましては、特に国際的な対応が必要なこととか、全国的な取り組み、広域的な資

源管理、それから加工原料の安定的な確保等について、国の御協力を賜りたい内容について、我々としても積極的に申し述べていくというぐあいに考えています。

それでは13ページをお開きください。

このページには、施策の展開の内容について、特におのものが個別に行うのではなくて、密接に連携させて、この施策を展開していくということをここで示しております。

14ページをお開きください。

それぞれの施策の項目の中で主なものをかいつまんで説明させていただきます。

まず、施策の1番目の「量から質へ、健全な資源と環境づくり」でございますが、その下に条例の関連事項が示されております。1番目の「水産資源の適切な保全と管理」でございますが、2番目の をごらんください。ここで「産卵親魚、幼稚魚の保護対策」ということが提案されており、また4番目の では、「漁業者自らが主体的に実践する資源管理を推進するとともに、流通業者の資源管理への参画と協力体制を構築する」。それから、5番目の には、「国、関係県、大学等研究機関と連携の強化」をうたっております。つまり、水産資源の管理に当たりましては、これまでのように漁業者だけではなくて、流通業者、あるいは大学とも緊密な連携を持っていきたいと考えております。

2番目の「水産動植物の養殖及び増殖の推進」でございますが、 の1番目に、「漁場の生産力に基づく計画的な生産」。15ページに入りまして の4番目に、「サケ、マスのふ化放流事業での健苗放流を推進する」。それから、「適切な受益者負担体制を実現する」ということで、適正な養殖及び増殖を推進するに当たっての必要な事項をここで指摘させていただきました。

3番目の「水産動植物の生育環境の保全と改善」でございますが、例えば の3番目に「海洋環境モニタリングの強化」、 の4番目に「外来魚の拡散防止と駆除の取り組み」。これは具体的にはブルーギルとかブラックバスということになるわけですが、漁場環境を健全に保全するための施策を講じていきたいと考えております。

4番目の「秩序ある海面の利用」でございますが、 の1番目「漁業調整体制の強化、操業ルールの定着化」。それから の3番目「漁業と遊魚が共存する海面利用の秩序の確立等」を記載しておりまして、正しいルールにのっとり、海をみんなが楽しく有効に利用できるように努力したいと思っております。

17ページをごらんください。

施策の2番目の「消費者の視点に立った安全・安心な生産、販売体制の確立」です。1番目の「安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立」に関しましては、例えば の2番目「トレ

ーサビリティの導入」、 の3番目「水産業者の主体的な取り組みの促進」等で、消費者に対する信頼確保に努めていくような施策をとっていききたいと思います。

2番目の「多様化し変化する消費者の需要に対応した供給体制の整備」でございますが、の1番目に「卸売市場や量販店など、小売店との連携強化」、それから、「地域密着型の流通システムの整備を促進する」ということで、多様化する消費者ニーズを把握し、それに対する流通体制を整備する必要があると考えております。

18ページをお開きください。

「食の安全・安心に関する体制整備と関係機関の連携強化」ということで、1番目の の最後ですが、「消費者参加型の体制整備に努めます」ということで、消費者と連携し御意見を伺いながら、食の安心・安全を実現する施策をとっていききたいと思います。

19ページに入ります。

施策の3番目「高い意欲と能力のある人材育成と経営体のレベルアップ」です。1番目は、「効率的で安定的な経営体の育成」ということですが、例えば の1番目の「生産者の協業化や法人化の取り組みを支援すること」 の2番目の「経営体に対する経営指導を行うこと」などで、経営力の強化のために施設の稼働率を上げたり、コストの削減を図るための手助けをさせていただきます。

2番目は、「人材の育成と確保」ということで、例えば の2番目をご覧ください。後段の「就学者に対して体験学習などの教育的取り組みを推進する」。次のページ、20ページの の3番目、2行目に「自治体や漁業協同組合の受け入れ体制の整備を行う」それから「積極的な受け入れ活動を推進する」ということで、将来の水産業を担う人材を育てる手助けを積極的に行いたいと思います。

3番目ですが、「水産業に関する団体の育成強化」ということで、 の1番目「漁業協同組合の広域合併を推進する」。 の2番目「漁協系統信用事業の基盤と機能の強化を推進する」ということで、水産業を支える組織の運営基盤の強化に努めたいと思います。

4番目の「労働環境の整備」ですが、 の1番目に、「十分な余暇を確保すること」。 の2番目「労働条件の緩和と安全性の向上」といった、楽しく働けるような環境を整えるための努力を進めていききたいと思います。

では、22ページをお開きください。

施策の4番目の「地域に根ざした水産業の競争力の強化とみやぎブランドづくり」です。1番目は、「付加価値の高い製品開発と販売の促進」でございます。内容として、 の3番目「旬の

うまさや栄養特性などを強くアピールし、セールスポイントを明確にした販売戦略の推進」。
の4番目「生産者団体自らによる産地感、鮮度感あふれる地域の認証販売などの取り組みの推進」。さらに の6番目「県民や地域との連携を強く意識し、地産地消の考え方を取り入れた県民に愛される水産物、水産加工品の生産・供給体制の推進」を主要な内容として、消費者に対して水産物のおいしい時期や食べ方など、水産物の持つ魅力を付加価値として県民に愛される水産物の販売体制を推進したいと思います。

2番目「研究開発と成果の普及促進」ですが、 の1番目「水産業者のニーズに対応した研究開発の推進」つまり、より具体的に実行性のある研究開発を推進するものでございます。

3番目「産業間、産学官の連携による新たな事業の創出促進」です。 の1番目「大学が持っているシーズや高度な研究手法を生産現場に投入・活用すること」と、それと、「現場に精通した研究者を育成すること」。 の2番目「水産業者等が自ら投資するなどして実施する研究開発を支援する体制づくりを促進」したいと思います。具体的には宮城県が持っている産業基盤を最大限に生かした取り組みを推進していきたいと思います。

24ページをお開きください。

施策の5番目です。「水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備」。ここには二つの項目がございます。1番目は「生産から消費までの情報の提供・共有と食育の推進」。 の1番目「流通関係者や消費者の理解促進に努める」。 の2番目「水産物を見る目を持ち、旬を上手に味わうことができる宮城の消費者を育成する」。 の3番目「学校給食との連携による魚食普及」、 の4番目「スローフードや地産地消」といった内容で、かなり部会におきましても水産物を賞味していただくために、また利用していただくためにどうしたらいいのか。地域の文化をどう守っていったらいいのか。そういった点から多くの御意見を賜りました。

漁業の生産特性、それから水産物の優れた栄養特性、地域の食文化などを御理解いただくための食育を推進するということです。そして、多少僭越な物言いになるかもしれませんが、優れた消費者となっただけが必要ではなからうかと思えます。

2番目の「漁村地域の景観及び環境の保全」に関しましては、 の3番目にありますが、「県民参加型の環境保全活動を促進する」ということでございます。漁村地域が持つ自然と歴史の景観を県民が一体となって、守る必要があると思えます。

25ページをお開き願います。3番目「快適で住みよい地域環境の整備」、それから4番目「都市や農山村との交流促進」ということで、特に4番目に関しましては、 の3番目「漁業と海洋レクリエーションの共存を図りたい」と記載しております。ここでは、都市の方々に漁村地域に親し

んでいただき、水産業の魅力を知っていただく、ブルーツーリズム、あるいはグリーンツーリズムといったものもこの中に絡めていく内容ではなかろうかと思います。

26ページをお開きください。

施策の5番目、「国への働きかけ」が提案されております。先ほど来申し上げておりますが、国際的に対応が必要な取り組み、全国的な取り組みが必要なこと、例えば、広域的な資源管理、加工原料の安定的な確保ということで、本計画を実現するために、国と協調が必要な事項につきましても、国に対して積極的に働きかけを行いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきますが、これ以降はまずポンチ絵をご覧ください。これは事務局が非常に優れた能力を発揮してくださいまして、宮城県の海と水産業についての施策イメージをつくりました。ぜひ、御参考に供していただければ幸いに思います。

さらに、その後のページは資料でございます。現状を分析した資料、それから一番最後に「みやぎ海とさかなの県民条例」となっております。

大変雑駁でございますが、以上で基本計画の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

四ツ柳会長 谷口先生ありがとうございました。

大変魅力的な、先ほど私がイントロダクションで御紹介申し上げましたが、特に自然環境との共生、連携を新しく視点に入れた計画になっているとお伺いいたしました。

また、あわせていろいろな情勢が悪化していく中で、この水産業関係数値もすべて現在急激に下がっております。そういったなかにおいて目標値はそのすう勢値よりかなり努力して改善を目指した結果ができあがっております。特に、本作業部会では力を入れてまいりました経営体、一件当たりの所得がわずかながらも増加と言う目標を見いだしていくようなプランニングがなされているため、大変ユニークでかつ魅力あるプランになっているとお聞きいたしました。

議論に入る前に若干の説明を事務局の方から補足させていただきます。特にすう勢値を統計的に積算、推算した根拠とか、それから、一般の方からパブリックコメントとして意見をいただいておりますので、その関係の情報などを御説明をいただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から、簡単な御説明申し上げたいと思います。目標値設定の考え方につきましては、後ほど御意見等が出た際に改めて御説明申し上げたいと思いますので、この場では、資料の2をお開きいただきたいと思います。昨年の12月22日から今年の1月20日まで、パブリックコメントを募集いたしました。件数的にはちょっと少ないんですが、電話やメー

ル、あるいはファックス等で10件ほど意見を寄せていただきました。それらの概略をまとめたものがこれでございます。

どちらかと言いますと、具体のアクションプランというものをイメージした御意見が多かったようでございます。まずは一番上でございますが、「施策の検討に当たって、漁業者の役割が不明瞭じゃないか」という御意見がありました。これは具体の施策の段階で明確になるべきものでございます。この計画におきましては、地域社会と一体となって水産業振興に取り組む視点を重視をしているわけでございまして、中でも水産業者の方々には、個々に掲げた各項目において、主体的な役割を担っていただくといったようなことを想定しております。これについては特に8ページの、「水産業者等の役割において」の記述の中で工夫をしているところでございます。

それから、次が「文面だけでなく、実現性のある施策とするため、施策の年次目標などがあるんじゃないか」という御意見がございました。これも具体のアクションプランをイメージしたものと受けとめられますが、この計画は、約10年間の施策展開の理念と方向性を示すものでございまして、各年次において、この計画に基づいて具体的な施策を組み立てます。その結果については、年次報告書を作成しまして、毎年の振興を管理していくことになるかと思っております。

それから、次の御意見として、国への働きかけの部分におきまして、「将来性のある宮城の水産業を構築するため、より積極的な働きかけが必要ではないか」という御意見がございました。この中には、具体的な項目をもっと挙げてという意向もあったのかと思いますが、本計画では、例えば「遠洋沖合漁業の経営安定」あるいは「水産物流通における安全・安心の実現」など、本県水産業の振興のために国との連携が必要な事項に関して積極的に働きかけていくということにしております。施策展開の方向づけとしては、御意見と一致した記載がなされているのかなと思っております。これは26ページにあるわけでございます。

それから、金融政策につきましては、特段の御意見がございました。「漁協系統信用事業の基盤と機能強化が必要ではないか」との御意見が寄せられております。正しくそのとおりでございまして、これにつきましては、20ページの3の水産業に関する団体の育成強化というところで具体的に記載してございまして、漁協系統信用事業の基盤と機能強化が不可欠であるということと、積極的に進めていくという記載がございまして。

これはパブリックコメントとして寄せられた意見でございまして、そのほかに、委員の方々から改めて御意見をちょうだいしている部分がございます。恐れ入りますが、22ページをお開きいただきたいと思っております。

大きな4の「地域に根ざした水産業の競争力の強化とみやぎのブランドづくり」というところの最初の段落でございます。上から4つ目の「生産者団体自らによる産地感、鮮度感あふれる地域の認証販売などの取り組みを推進します」という記述がございます。このところで、「認証」という言葉が気になるといいますか、適切ではないのではないかと御意見をいただいております。要するに認証というのは「公の機関が認めて」という意味合いがありますが、ここで言っているのは、生産者団体自らによる自分たちのものであるということを誇りとするといいますか、そういう取り組みという意味合いが強いものであります。そういった意味では、事務方といたしましては、例えば、この「認証」という言葉のかわりに、例えば、「産地の鮮度感あふれる水産物のブランド性の創出のために地域が誇りとする製品の認知基準、あるいはその他のグループづくり」という表現に切りかえるべきではないかといった議論をしているところでございます。

それから、もう1点、水産加工業の目標とすべき姿に関しまして、もう一つの御意見がございました。それは、これからの加工業という世界を考えたときに、わかりやすい事例でいいますと例えば、機能性物質といったようなものを追求する健康保持のためのサプリメントの開発、その販売といったような取り組みをも含めて、収益性の向上を目指すといったようなことも考えてはどうかという御意見があったわけでございます。ただ、これを考えますと、水産加工業という範疇からかなりずれてしまうとか脱却してしまうというような意見がございまして、これについてどういう扱いにしようかと議論をしていかなければならないかなと思っております。

以上、事務局の方から補足説明申し上げました。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

それでは、今から11時半くらいまでを目標に、委員の先生方から、どこからでも結構でございますから、お気づきの点、若しくは、ここはこうした方がもっといい案になるのではないかと御意見等がありましたら伺います。

どなたからでも結構です。御発言を希望される委員の先生方挙手をお願いします。

それでは、私から、先ほど御意見を頂いた水産林業部会長である谷口先生にお尋ねしますが、1経営体当たりの生産額を現在よりもかなり高いところへ目標設定なさっていることと、それから経営体の数の試算が10ページにございますが、この経営体の数の試算の中で、養殖業の場合、すう勢値より目標値を減らしております。この辺どのような考え方で試算がなされてこういう結論に到達したか若干御説明いただければと思います。

事務局 これは、これからの養殖業、一例を挙げますとノリ養殖業のようなものにつきましては、ノリを乾燥させる機械としての乾燥機は非常に高額なものでございまして、この効率を上げていく、つまり稼働率を上げていくというようなことを考えますと、どうしても現在の経営体単独でそれを更新していくというのはなかなか難しい状況なわけです。したがって、その場合には協業化という道をたどっていかねばならないということがございます。例えばそういうことから、経営体の数としては減少していくべきであろうということでございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

今のような御事情で、むしろ協業化を推進する中で、このような現象が起こるという読みをしている。ですから黙っておくと2,500という数になるのを、協業化の促進のなかで2,450ぐらいの経営体に維持したいということでございます。

どうぞ、ほかの委員の先生方どうぞ、誰でも結構でございます。

千葉(基)委員 大変すばらしい条例、基本計画をまとめていただいて、本当にありがとうございます。私は全く門外漢ですが、いろいろなことを認識できたと思っております。その中で、特に谷口先生が強調しておりました、いわゆる経営体の強化とでも言いましょうか、生産額をきちんと上げていくということは、非常に重要なところだと思っております。これができないと、恐らく自立した水産業にはなっていないだろうと思えます。

現状を見れば、この数字でもかなり意欲的といいますか頑張った数字だと思うんです。ただ、もちろん構成員の数によるわけですが、これを見たときに、私は一けた数字を間違えたのかと思ったと言いますか、企業経営で言えば多分けたが違うのではないかと思いました。ただ、現実的な地場の経営で言えばこういったものなのだろうと思えます。ですから、これでいいんだと思えますが、ここにあるような研究開発にかかわったり、新しい事業に展開していこうと思ったときに、これは平均値ですから個々の企業体によっては違うかもしれませんが、この経営体の目標値はまだ足りないのかな、少ないのかなという感じがしております。

そういう意味で非常に大きな目標として、1経営体当たりの生産額を上げるというところに重点を絞って考えていくことというのは非常に重要だなと感じております。そうじゃないと、新しい展開はなかなか、事業経営者としてはできていなかいだろうと思えます。

ただし、さっき申し上げましたように、非常に意欲的な数字であり、個々の目標を達成することだっとなかなか大変だということ言えば、前に農業に関して審議をしたわけですが、そういったものと共通な評価として水産業、農業、林業の持つ、環境保全機能、こういったものに対する評価というものが必要なのではないかと思います。

ですから、環境保全という能力、機能の評価に対して、行政なりがいろいろな形でそれをバックアップしていく、そういうことによって今申し上げたような形の1企業体当たりの生産額がきちんと上がるのではないかと。具体的に言えば従事者がきちんと報われるといえますか、そういう感覚が持てるようにする。そういった要素も必要なんじゃないかなと感じております。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

今のコメントに対して事務局何かありますか。

谷口部会長 「はじめに」のところを書いてありますが、水産業ばかりじゃなくて、一次産業すべてに共通すると思いますが、この水産業の環境保全機能というのは、これは単純に貨幣価値に換算できる性格のものではないとされております。かつてのクリントン大統領時代のゴア副大統領が書いた「地球の掟」という本に、それを計算しなければ資本主義そのものは強力なツールではあるが、だめになっていくであろうということを既に訴えられておられます。御承知のことだと思いますが、ゴア副大統領が言われておりますように、まさに水産業そのものが持っている環境保全機能をこれから具体的に計算していく必要があるのではないかと私たちも思っています。大変心強い御意見賜りましてどうもありがとうございました。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

そのほか何かございましたら。はい、どうぞ。

木村委員 木村です。

我々がここまでいろいろ検討してきたまとめでございます。ところで、2ページの輸入水産物の問題で、ここでは輸入額として全体の大体26パーセントということなんです、実態は大体2兆円、水産消費の40数%が輸入だということなんです。その辺が我々漁業生産者側とすれば、今度は26ページの「国への働きかけ」になるわけなんです。水産物の安心・安全という問題から言っても、どうも今の段階では不透明な状況を継続しているという内容なんで、この辺の問題を最初に積極的かつ迅速な対応として、これは全国的な視野のもとでの必要性を自負しています。

なぜかという、この施策の振興は進めるにしても、この辺の問題点を最初に解決しないと、目標達成はなかなか厳しい状況があるんじゃないかという感じがします。表示の問題についても表示自体が一人歩きして、どこにも管理されていない、つまり内容がきちんと整っていない表示がなされてしまう。つまり表示は表示という問題自体として、国が定めたものにしても、その表示される内容が管理できないなら問題です。これが、差別化販売に適さないということになると、この宮城の水産というものの存在感が、ブランドをつくろうとあるいは原産地表示をしようと、

この辺の不透明さが消費者に問われるのではないかなと感じましたので、この辺をもっと強調しとらえていただければと感じました。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございました。

今、大変大事な御提言がございましたが、関連してほかの先生方、今の問題について御意見がございましたらお願いします。

このごろスーパーマーケットに行っても、どこ産の魚だというのは書いてありますね。サケとかいわゆる魚卵のようなものとか多様なものに実際に書いてありますが、今の御意見で、木村さんからごらんになって、もう少し積極的にといいますと、どんなところを具体的に進めていく必要があるでしょうか。

木村委員 輸入物については、必ず通関を通るわけで、貨物として入るという部分についてはきちんと把握できると思います。その辺をきちんと登録性とするなり、あるいは一人歩きしないように輸入物の差別化をできるような法律化をする、この辺をやはり訴えていくべきではないかなと思います。

これは我々全魚連としても、全漁連のなかで私も政策部会に入っていますが、この辺を主張して、今国に働きかけはしていますが、地方としてもやはり働きかけをするべきではないかなと思うんです。この辺をまず最初に宮城から、強力に運動を展開をしていただきたいと思います。一つ言うと競争できる土台がないと政策も「絵にかいたもち」のように目標達成は無理ではないかなと思います。

なぜかと言いますと、ここ三、四年前までの浜値魚価が、輸入物での同等の品物と比べますと、4年後の今現在は大体100円差くらいの価格に低下しました。そうすると、やはり生産意欲というものがなくなってくるわけで、生産意欲を持たせるためには、輸入物であっても、あるいは国産であっても、競争力というその倫理をきちんと働けるような素材感がここにもう少し足りないという感じがしていますので、その辺の強化をもう少ししていただければなと、このように感じました。

四ツ柳会長 ありがとうございました。

一次産業共通の問題があります。それから、背景に、日本社会全体の人件費的なコストの問題なんかも影を落としていると思います。大事な基本的な問題だと思います。どうぞ関連して先生方何かございましたらお願いします。

千葉(真) 委員 実は、明日、高松に出張することになったんです。なぜかと言いますと、高松の方に220年続いたおしょうゆの会社があるんですが、その社長さんが私のところに尋ねてまいりました。その会社ではだしのおしょうゆをつくったというんです。でも、だしじょうゆというのは全国どこにでもあります。そこでは、カツオの生産量が物すごく落ちてきたということで、カツオじゃない何か違うものでだしをつくれないうということ、研究開発いたしまして、シャケのだしじょうゆというのを出したんです。ですから、皆さん聞いたことがあるかどうかかわからないですけれども、シャケで、要するにだしをとるという技術を開発したんです。

高松ですからシャケがとれないので、北海道に工場をつくりまして、今北海道で生産をしているんです。その会社は220年続いている会社でしたけれども、おしょうゆの売れ行きが悪くて、とにかくシャケじょうゆに力を入れました。今現在65万人のお客さまがいるようになりました。それが、営業マンゼロ。それでも65万人のお客さまがどんどんふえ続けているんです。実は私のところやってきたのは、日本では黙っていてもお客様がふえ続けているので、日本の市場はもう営業活動をして広告を載せることもないということで、では何を考えているかという、全世界に向けて、このシャケじょうゆを売りたいということを考えておられたのです。実は私ニューヨークに会社をつくっているものですから、何としてでもニューヨーク発でやっていきたいということで、今プロジェクトを組んでやり始めたんです。

それで、私、今この「はじめに」というところで、マグロが全国一位、銀ジャケが全国一位という数字を見て特に、この銀ジャケが全国一位ということは私は実は知らなかったんです。今物すごく世界が和のブーム、日本料理のブームとなっています。アメリカ人がだしをつくる時代なんです。このシャケのだしじょうゆであれば、サーモンというのはもう物すごいアメリカ人に受け入れられていますから、もしかしたらうまく売れていくんじゃないかなと実は思ったんです。

そうすると、売れていった場合、原料であるシャケが北海道だけでは生産が間に合わないんじゃないかなとふっと今思いました。このシャケのだしじょうゆをつくる、技術はもうあちらが持っているんでしょうけれども、しゃけで何かをつくるという勉強をこれからなさった方がよろしいんじゃないかなとふっと思ったんです。

それと、子供たちにお魚を食べさせるということについてなんですが、みんなはアイディア料理を募って、食べさせるんですけれども、子供ってなかなかアイディア料理だけでは食べ続けていけない。それでまず学校教育、例えば子供たちに魚に興味を持たせるようにする。それには、例えばシューベルトの「鱒」という曲がありますが、シューベルトはどうしてこの「鱒」という曲をつくったのかとか、子供たちとにかく調べさせるんです。調べさせた上で、子供は「鱒」って

こういうことから来たんだなということで、お魚を食べてもらうようなことも考えてはいかがでしょう。また、お魚占いというのがあるんです。お魚の食べ方で性格がわかるというのは昔から言われているんです。そういう興味があることをどんどん提案してほしいと思います。また、次にお魚を調理するための器具というのは世界中に物すごい量があるんです。そういうものをどんどん集めてきて、お魚の資料館の中に、古いものから新しい道具、そういうものを並べて、子供たちに見せてあげるといことも考えたらいかがでしょうか。とにかく子供に魚を食べさせて育てたら大人になったときに、やっぱり子供のときに食べたものが懐かしくなって、魚の普及につながるんじゃないかなと思いました。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

食の文化のこと、教育のこと等いろいろな御提言をいただきました。

どうぞ関連してでも独自でも結構ですから、御意見いただければと思います。

熊谷委員 前日も私から申し上げたことですが、旬の食材つまり地域でとれた旬の食材を地域において食べるということ自体が本当に大切なことだということを話しました。前回のときよりもずっとわかりやすく、簡単な文章で記載されているのですごくよかったなと思って、私は嬉しく思っております。

それで、先日石巻地域の方でそういうシンポジウムがありました。その席で水産業者の方がおっしゃっていましたが、練り製品の原材料の8割が輸入だということを聞いてびっくりしたんです。石巻の方では老舗と言われるかまぼこ屋さんが昨年未だに閉店に追い込まれております。大変厳しい現実なんだなと思う一方、2日ばかり前の新聞で、仙台のかまぼこ屋さんが実際にかまぼこを焼いて、そこに消費者が来て実際焼く体験をして、その場で食べる1枚売りとかというふうのが出ていました。この条例の中にもあるように、生産者とかそういう人達が自主的にそういう売り方をすることにつながるのかなと思って今日出されました基本計画は大変すばらしいのではと思いました。

そして、また、第一次産業に共通する多面的な機能というのも全面に押し出されておまして、すばらしいものじゃないかなと、私はそのように感じました。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

佐宗委員 水産加工業をどのように扱うかというのが非常に難しい問題ではないかと思います。先ほどの健康サプリメントの話も強いて言えば水産加工業とは何か、ここで水産加工業はどういうものを言うか。魚を使ったものはそうなのか。では、昆布とかそういうものを使ったらどうなのか。あとは輸入の話。今、熊谷委員も言われたように、水産加工業は実は原材料は輸入品が

かなり占めている実態ということで、ここで言っている宮城の水産、第一次産業の施策と相反することかもしれないんです。水産加工業を伸ばすということは、その水産加工業の人達が扱っているのが輸入魚であれば輸入の方がふえるわけで、そうすると、輸入先が盛んになるということなので、そこら辺が輸入のものと国産のものどどこをどう育てるかというのが少しぼかされているような気はします。

その水産加工業は何かという本質的なことがあいまいではないかということ、それから水産加工業で扱う魚と一般の魚。つまり第一次産業の魚等の取り扱い・表示等が不明確です。例えばトレーサビリティシステムの導入とあります。これは例えばカツオとかそういった旬の魚にはもちろんどこどこ産というのをずっと管理していく必要があると思いますが、一方では水産加工品、例えば笹かまぼこなんていうのは、原材料として今表示されているようなタラとか、そういった魚の名前は書かれていますが、ではどこ産のたらを使っているかという表示は義務づけられていません。消費者には全くどこ産のものを使っているかわからないという状況なのです。トレーサビリティシステムを導入するときには、水産加工業はどう扱うかがここではわからないようです。どのようになっているのでしょうか。

四ツ柳会長 これは、県で何か、水産加工業、加工品の産地トレーサビリティについて統計情報をお持ちでしょうか。

木村委員 関連でお願いします。

今の規則、法律では、加工品については、加工場所の表示ということでぼやかされている法律なんです。だから、先ほど私が言ったのは、そこをきちんとひもとくように最後まで表示できるような法律にしてほしいという運動を展開するべきだというのがそこなんです。

四ツ柳会長 わかりました。よろしいですか。

水野委員 加工品の話が出ましたので、私からもお話しします。我々の原料関係は本当に海外が多いです。でも、我々が海外にシフトしているのは安いからでも何でもありません。日本近海の魚が非常に少なくなっているのが一つの要因です。日本近海の資源の使い方と海外の資源の使い方との調整をとっていると思っています。ですから、例えばアラスカ沖が悪ければ東南アジアのタイ近海のものを使う、タイ近海のものだけでなくオーストラリアの南などでとれるものもありますが、世界的なレベルというんですか、漁獲量の割合というものを広い視野で見えています。

かまぼこの話に戻りますが、私ども3月から製造するかまぼこには、海域、船名も全部載せませす。これはそういう努力をしていくわけなんです。国産であれば、宮城県産じゃなくて、宮城県

の女川産だとか閑上産だとか、そこまで必ず義務づけて追っていきます。ただし海外の場合ですと難しいのは海がつながっていることです。魚が移動するたびにこっち来たら日本で、こっちからこっちはアメリカだというわけにいかないんです。海流もありますし、魚種によって泳ぐ範囲も違いますから。産地は水揚げした港によって区別をするというんです。

それから、今畜肉関係が非常に問題になっていますが、水産関係はそれほど大きな問題はないと考えています。というのは、海は自然浄化作用があるので、養殖よりははるかに自然で泳いでいる魚の方が健康にいいと考えています。

そういう部分と、トレーサビリティについても現在我々メーカーも必死にやっています。一昨年までは野菜の産地も全部書いていたんですが、最近表示が非常にうるさくて、うるさいという表現が適切かどうかわからないんですが、全部書かなくちゃいけなくなりました。我々の口に入ってくるまでの加工手順も全部入るんです。そうすると表示し切れない状態なんです。表示しきれないのはどの部分かという、例えばアミノ酸等という表示がある。アミノ酸は合成の調味料だからよくないという人がいる。アミノ酸は健康にいいんじゃないかという人もいる。そうすると、アミノ酸等と表示する場合に、蛋白加水分解物レベルまでおりていかななくちゃいけない、狂牛病が起きれば蛋白加水分解物にゼラチンが含まれていたからこれはだめだという。最初の段階では蛋白加水分解物の段階で狂牛病の関係にはないんじゃないかという結論だったんですが、それ以上表示するレベルを下げちゃうんです。すると、書くところがないんです。それでとうとう私も、ラベルの大きさを従来の2倍にしまして、表はもうシンプルでいいですけど裏は写真つきの表示にするんです。そこまで来ているのも現状でして、ここでトレーサビリティの問題を明確にすると、必要か必要でないかの部分をきちっと分けていただかないと、箱中に全部表示することになります。

何という表現したらいいか、本当に困りました。恐らく加工品もこれから産地名を書くことになると思うんです。そのため非常にシンプルな製造方法に切りかえてはいるんですが、そのシンプルな製造方法がどこまで追いつくかと思うんです。ただ、例えば輸入物の原料を対輸入というふうに考えないでいただきたいというのがあるんです。やっぱり国産は国産のよさがある。この前テレビで見て感動したんですが、北海道のマグロとして有名になった話として、今は大間よりも向かい側の地域なんです。あれは感動しました。腹を縦にして入れるとか、マグロの処理方法が違うんです。今築地で一番マグロの値段が高いのはそのマグロだというんです。大間の向かいなんです。函館の方にあるんです。

これが、実はマグロ漁再開し初めて5年目か6年目なんです。それで、それを教えたのが高知の方たちだったりしています。その人たちに教えて、その教えてくれた人たちはそこで一緒にとっていいことになっているんです。ところが、大間のマグロよりは相場が高いんです。なぜかなといったら、揚げる前に電気ショックで殺すんですね。マグロが暴れると身が厚くなるから、釣り糸に輪を落としてやるんですね。それがマグロに当たって電気を通すと、その場で仮死状態になります。そうするとおとなしい状態で揚げることができる。そして、揚げたらすぐに殺して血抜きをして、生で送るんです。しかも今までマグロは横に寝せていたものを、腹を開けて腹を上にするんです。そのほかに表面全部氷に直接触れないように、紙をかけてビニールをかけて、直接体に当たらないようにする。それをやって、大間のマグロと言われていたものの相場を引っ張り返しているんです。

漁港単位の努力というものもそういうものじゃないのかなと思うんです。そして、対輸入魚としては今は地場の三陸の、いいタラが揚がっています。すごく形もいいし、こういうものはこれからも復活してくるわけです。でもこれももし水産加工で使ったら3日でなくなるでしょう。私どもですと魚を一日で30トンくらい使います。三陸産の魚等を使いたいんですが、30トンずつ近海でとるとやっぱり近海ものはすぐなくなります。魚を使うのはうち1社じゃないですから、そういう点から見ても、海外だから悪いというレベルではもうないと思います。アメリカの資源バランスは非常によく、スケソウダラは永遠に続くだろうと言われていました。漁獲枠がふえているんです。イギリスの自然保護団体が、スケソウダラは永久的な資源として認定してもいいんじゃないかという位です。管理漁業というのがきちんとされている国は別として、日本がそれをされていない国に指導していく問題だと思います。水産物の需要はこれからますます増大します。現在も1月の後半から非常な勢いです。鳥もだめ、豚もだめ、牛もだめなものですから、急速に前半戦悪かった部分を完全に取り返して、独走体制になっています。鍋で食べれて安全なのはタラしか現在ないものですから、タラなんか特に伸びています。

三陸産のタラを食べたらおいしいんですが、すぐなくなります。そういうデリケートなものなんです。北海道のようになったら終わりですね。ロシア海域は何もとれません。カニもとれない、みんな中古車にばけちゃったんですね。日本の中古車を持っていくためにロシアは日本に、魚を入れて中古車を積んでいったんですね。そうしているうちにとうとう北海道海域については、相当厳しい状況になっています。ですから、世界的なバランスを考えるべきです。しばらくその海域でとらないで、次の海域。次の海域が今度はなくならないように調整していくということです。

日本の水産じゃなくて世界の水産を見た中の日本の生き方というふうに考えるべきだと私は思います。

四ツ柳会長 ありがとうございます。多様な情報と御知見ありがとうございました。

大分盛り上がってきましたけれども、ほかの先生方から何か御意見はございませんか。

佐藤委員 何度かこの会議で発言もし、皆さんの話を聞きながら来たんですが、漁業数、資源の問題における輸入の話、あるいは加工の問題、流通の問題、いろいろ多岐にわたって水産関係の話をいろいろ聞いたり見たりしてきたなかで、実は一つ大きく私は忘れていた部分がありました。けれども、私だけが忘れていたのであって、この会議は忘れていないということを今日、発見しました。

それは、前からちゃんと読めばちゃんとわかってたはずなんですけれども、やっぱり斜め読みしかしていなかったんだなということなんです。それは、「はじめ」というページの絵があるところの、「また、水産業は」という行から始まるところです。「水産業は食糧産業であると同時に環境保全産業だ」という記述です。このあたりの記述を、ずっとただ読んで、これは何かなというような、そういう程度の読み方、あるいは理解しかしてなかったんですが、別な機会に、この水産業の持つ機能を、先ほど熊谷さんが水産業はいろいろな多機能の別な機能を持っているというようなそういう話をちょっとされたんですが、水産業の持つ、ほかのいろいろ機能を学ぶ機会がありました。そのことを学んで、今日見ましたら、そこで学んだことがここにきちっと書いてあるので大変びっくりいたしましたし、また感動もしたんです。水産業が環境保全型産業だということはどういうことだろうというようなことを、恐らく私はこの間まで余り気がつかなかったし、ここにいる方々のうちの何人かも恐らく気がついていないと思うんですが、大変大事な部分だなと思います。

そして、これが基本になっているのであれば、ここに揚げられているこの数字のいろいろなことに関して私も不満があるし、疑問もあるんですが、こういうことをきちっと協議をしていくのであれば、この数字は何とかなるんじゃないかなとそんな感じます。

具体的に何のことかと言いますと、先ほど、ここに揚がるタラは3日でなくなるというお話をされたんですけども、タラならず大変な数量のものが輸入されています。しかも輸入した方がいいものもあるんですけども、中には輸入しなくともいいものもある。物すごい量の食糧が水産ならず輸入されています。それがどこに行くんだらうと皆さん考えたことがあるかなと思います。これは全部海に行くんです。ここに書いてあるんです。私もこの文章を見ていたんですが、余りきちっと理解していなかったんです。もし、海へ行かなかつたらば、日本列島は重さで沈没

してしまうんですから。それはオーバーな話です。だけれども、海に行ったらどうなんだろう。ただ海に行ったらもう富栄養になってだめになっちゃうんです。それが水産業によって健全な状態にもってきているという、そういう部分が、大事なんだなということをつくづく、今日は最後までけれども、最後で大変いい勉強をしました。

宮城県は、例えば遠洋あり近海あり、いろいろな漁業をやって、なおかつ水産加工もやっている。そういう県というのは余りほかにないんじゃないかなと思います。宮城県だからこそ、漁業を論じてもいいし、加工を論じてもいいし、資源の問題を論じてもいいほど、加工もいっぱいやっています。またそのために輸入もしていますから輸入の問題を論じてもいい。全部これらを論じられる県は宮城県しかないんじゃないかというくらい思っています。

ですから、ぜひ、宮城県は今まで以上に頑張らなくちゃならないんです。その裏づけになる部分を私たちの県はきちっとやっていますよということを、ここ宮城県から発信できるんじゃないかなと今日感じたわけであります。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございました。

木村委員 もう一つつけ加えて、関連してお話ししたいと思います。

私もこの「はじめ」のところをお話ししようと思ったんです。古い時代は山に木があり、栄養に富んだ豊かな水が川を下り、植物性プランクトンを発生させ、それをもとに稚魚が育つという、そういう環境の中で生活していたことだと思うんですが、最近は、使い捨ての水、あるいは浄化した水が川に入っているということ。海の貝、あるいは海草、海の生物がそれを循環して直している。この前、広島のある学者が発表していたのを見ますと、カキ1個で1日10リットルの水を循環しているということです。広島のカキ施設で試算しますと、1週間内で広島湾の水は循環できるというような、学者の発表された内容を見ました。そういうことで、やはり県民にも漁業というものは、ただただ養殖業等という存在だけではなく、ほかからそういう物質が入るものの循環もあわせてしているんだということを、大きく行政側からも、あるいは、みんなで宣伝、アピールするべきではないかなと感じました。

四ツ柳会長 ありがとうございました。

大事な視点がきちんと入っているということの御認識をいただいて、大変ありがとうございました。

そのほかありましたら、まだ発言を頂いてない委員の先生方からもお願いします。

工藤委員 シナリオ全体は大変すばらしくまとまっていると思いました。ただ、3点ぐらい質問したいと思います。あるいはこの後検討することになっているのかもしれませんが、それならそれによろしいということで、少しお聞きしたいことがあります。

一つは先ほど来問題になっている経営体の話なのですが、一応経営体の生産額は出しておりますけれども、この経営体のイメージがこの表だけでは、浮かんでこないと思います。つまり、どのくらいの船を投資しているのか、その投資額がいくらで、売上がいくらで、所得がいくらかということです。経営体の安定ということを盛んにおっしゃっていましたが、数値的な裏づけも含めてちょっとイメージがわからないので、例えば遠洋漁業の場合は、何トンの船を使うのか、沿岸の場合はこういうタイプだとかというのが必要ではないかと思います。さっきちょっとお話があったアクションプランの方で記載するというのであれば、それでも結構なのですが、多少イメージがわくような話がこの中に盛り込まれていてもよかったのではないかなという感じが第1点です。

それから、第2点は、先ほど来環境のことがいろいろと話題になっておりますが、水産業が大きな環境保全機能を持っているということであれば、部会長もおっしゃっていましたが、それが幾らになるのかというその効果を算定してほしいと思います。今世界の農政の流れというのは環境支払いです。そういう環境に対する便益を与えている主体に対してその分を払っていきこうという方向で動いていますし、もう既に新しいプランもそっちの方向で動こうとしています。国に対する要望でも、あるいは宮城県単独の施策でもいいんですが、環境直接支払い的なものをきちんと盛り込んでおいた方がよろしいのではないかなと思います。

それと、どの経営体にとっても、ここでは一応目標値は出していますが、ある一定の水準の所得を達成するというのは非常に難しいだろうと思います。その場合でも誰でもいいとわけではありませんが、一生懸命頑張って、そして目標額を達成しようと思っている経営体に対して、いざというときのリスクを補填するような経営所得安定対策が必要ではないかと思います。これは農政の一つの流れになっていますし、別に日本だけの話じゃありません。ある種、そういう経営所得安定対策的なものがあったらよかったのではないかなと思います。消費者に対する安全・安心対策はあるんですが、経営体に対する安全・安心対策として、最も肝心な所得の面のリスクをどう補てんするのかということです。これは保険制度等も含めていろいろありますので、そこをどこかに盛り込んでおいていただきたかったなという感じがします。

それから、最後ですが、この基本計画案の17ページあたりから安全・安心、あるいはトレーサビリティが記載されておりますが、先ほど話題になったように、宮城県はカキの偽装表示の問題等で大変な思いをしてきました。そういう安全・安心対策も含めて、あるいは偽装表示対策も含

めて、そういうリスクを一体誰が評価するのか。それからリスクを誰が管理するのか。それから、そのリスクコミュニケーションについては多少書いてありますけれども、リスクの評価とリスクの管理に関して誰がやるのかというのはこの案からははっきり読み取れないです。

ですから、水産王国宮城にとっては、この問題も含めてそのリスクの評価と管理の部分がこのシナリオの中に明示的に書き込まれていたら、ああここでやるのかなと思わせることができたのではないかと思います。そうなればアクションプログラムをつくってぜひそれらの対策をやっていただきたいという感じになったのではないかなと思いました。そんなような感想を持ちましたので、何か少しでも今提案したことについて盛り込んでいただけるようであれば、検討していただきたいと思います。以上です。

四ツ柳会長 具体的な御提言ありがとうございました。

これは今の監視指導体制を充実強化していきますというところの、17ページ「安心・安全」のところに記載があります。これは実施計画の中で取り上げるのかなと思って、私は見ておりましたが、これは県で何か、監視指導を充実しますというあたりは具体的なプランの予定があるのでしょうか。

事務局 その件につきましては、具体的な取り組みをどうするかという段階で考えなければならぬ問題だと思っておりました。実は先ほどから議論していた国に対する働きかけというところに多分入っていくのかなと思います。要するに、国全体としての取り組みが必要な部分というのは相当出てくるのではなからうかなと思います。例えば表示にしても、先ほど木村委員がおっしゃったとおり、表示を一体誰が監視するのかというような問題もございます。そういったことになると、一つの県だけでどのぐらいの取り組みができるものかというのは、検討する必要はあるのですが、国に対して申し入れをする部分というのが非常に大きいのではなからうかと思えます。それはいわゆる実施に移る段階で考えていかなければならない問題だろうと思えます。

それと、一番先の遠洋漁業とか沖合漁業とか、そういった漁業のイメージといったものをどこかに記載すべきじゃなからうかというお話がございました。この計画に使われている言葉の中で、説明が必要な部分については、別途説明集といいましょうか、そういうものをつくらなければならないなと思っておられます。その中に盛り込めればと思います。

四ツ柳会長 ありがとうございました。

工藤委員 リスク分析に関しては当然国がやっているし、これから一生懸命やろうとしているんです。宮城県特有の問題として水産王国であることと、カキの問題がああいう格好で問題になった経験があることが挙げられます。そうすると国全体のリスク管理よりは、リスク評価ももちろん

そうなのですが、宮城県単独で立ち上げておくぐらいの気構えがないと、まずいのではないかと思います。ですから、今の御発言は国の対応待ちというような感じなんです、それだったらそれでいいかもしれませんが、水産王国である宮城県としてはもう少し国をリードするような具体的な取り組みを私は期待したいと思いました。

それと、あと経営体の問題として数値でもいいんですが、要するにどのぐらいの投資をして、どのぐらいのコストがかかって、売り上げがどのぐらいで所得がどのぐらいなのかということがわからない。それがわからなければ、売り上げがいくらであっても、それが漁業者の安定につながるかどうかということは全くわからないんです。つまり、コスト分析が何もないので、何か別なものを前提としたのであれば、文章の中に書き込んでいただきたいと思います。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

統計に関する試算をした担当者として何かコメントがございましたらお願いします。

工藤委員 今の質問は遠洋漁業というより沿岸の方の、いわば魚家型のところの問題です。

四ツ柳会長 検討の過程でデータがあったのではないかということですので、ちょっと御紹介いただきたいと思います。

事務局 目標設定の途中の段階で、今、お話がありました沿岸漁業なり、あるいは養殖業なりの部分につきまして、統計値といたしまして、所得が幾らになれば、総生産額いくらかというような数字は概算しております。そういったものをもとにした上で、一応積み上げをしていくというものでございます。なかなかそれをどういうふうに盛り込もうかということになると、盛り込み方等の工夫が必要になるのかなと思っております。

ちょっとこれは検討してみたいと思います。

工藤委員 しつこいようで申しわけないんですが、これだと売り上げが1,200万円で、これだけで暮らせるよと読んでしまうんです。そうすると、さっき申し上げた環境直接支払いみたいなものがなくなると生活できます、あるいは経営所得安定対策がなくとも経営体が自立的に生活できますよという案になってしまうんです。ですから、そこをやっぱり絡める必要が私はあるのではないかと思います。

恐らく沿岸の魚値が相当頑張って1,200万円の売り上げを達成したとしても、これを継続的に達成できるという保障はないし、大変苦しいのではないかと考えます。そのときに環境支払い等と絡めながら、漁業経営体が役割を發揮していくというシナリオに私はなるような気がしていたものですから、その辺を少し書き込んでいただきたいと思います。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

部会長の谷口先生から、若干水産環境直接支払いのことも含めて検討の過程を御紹介いただきたいと思います。

谷口水林部会長 大変重要な御指摘をいただきましてありがとうございました。

沿岸の生物の水産生物による環境保全機能に関しては、まだ十分に計算できるまでのデータがそろっておりません。しかし、最近の水産庁を中心にした幾つかの新しい研究で、まだ公表してはおりませんが、カキとか幾つかの生物については、先ほど木村委員がおっしゃったかと思いますが、計算できるだけの資料がそろってきています。それから、最も重大な一次生産者である海藻、つまり昆布やワカメやノリに関しては近々それらの成果が公表される段階になっています。ですから、宮城発として初めて環境支払いに関する基礎的なデータが少なくとも今年中にはそろっていくという予定なので、この基本計画若しくはアクションプランの中で具体的に提案できるときがくるということをお約束申し上げます。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございました。

木村委員 今の問題ですが、4日ほど前、全魚連の政策部会がありました。同じような形で全魚連も10年後のすう勢値なり目標値を立てて今進んでいます。そこでも、所得が下がっていくそのリスクを誰が補償するんだという問題になり、これは国に対して、水産業の補償の問題を提案していくことを検討しようという段階で、この前の議会は終わったんですが、これも着々とこれから進めていきます。国に対して漁業補償型、例えば昭和20年代に国が漁業権を買い上げた、ああいう大々的な補償型でもって漁業を補てんしなかったら日本の漁業は終わりだという問題意識で動いています。宮城県もそういう大きな視野の中で動いていただければと思います。

四ツ柳会長 ありがとうございました。

大体時間が来てしまったわけですが、この後、基本計画をこの議論をもとに立てていくこととなります。基本計画のスケジュール等も御紹介いただきながら、本日いただいた多様な意見の具体化に向けて努力していただくことになると思います。一応、今日の審議の議論はここまでとさせていただきます。

今後のスケジュールについて事務局の方からお話をいただきたいと思います。

事務局 今後のスケジュールについてでございますが、資料の3をごらんいただきたいと思ます。

そこには、これまでの経過とこれからという部分が、記載してございます。具体的には本日の審議会での御意見を踏まえまして、谷口部会長と事務局で協議の上、答申のとりまとめをいた

したいと思います。この答申につきましては1月29日の午後に四ツ柳会長から知事に対して答申をしていただく予定になっております。以上でございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明がありましたように、1月29日木曜日の午後に、知事に対して答申を行う予定になっております。その席には、谷口部会長にも御同席いただく予定でございます。

さて、大分時間も経過してまいりましたので、最後のとりまとめについてお諮りを申し上げたいと思います。本日も委員の先生方から多様な御意見をたくさんちょうだいいたしましたので、それを、先ほど御案内申し上げましたとおり事務局と谷口部会長でまず協議の上、整理をした上で、最終的には、私に御一任をさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。
(「異議なし」の声)

四ツ柳会長 それでは、今のような手続きで進めさせていただきます。

私と部会長及び事務局でまとめさせていただいた結果を1月29日木曜日に知事に答申をしたいと思います。

(2)その他

四ツ柳会長 2番目のその他でございますが、事務局からその他について何かございましたらお願いいたします。

事務局 短い時間の中で熱心な話し合いをいただきありがとうございました。

「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画については、今御承知をいただきましたとおり、会長及び部会長と事務局で作業を進めさせていただきたいと思います。

なお、今後の審議会の開催につきましては、会長と御相談させていただきまして、その後の進め方について、皆様方に御案内させていただきたいと思っております。

以上、事務局からの連絡でございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

ほかに何もなければ、これで、今日の審議会の議事一切を終了させていただきたいと思いません。

なお、昨年来ずっとこのメンバーで審議会を開催してまいりましたが、この審議会としては、今回の審議をもってすべて終了ということになります。

委員の皆様方には、本日の素晴らしい理念を持った答申が生まれるまでの過程で、たくさんの御尽力をいただきました。ここで会長として心から御礼を申し上げたいと思います。

これを基盤として、宮城県の、特に今審議いたしました水産業関連の事業が発展していきま
して、県民が暮らしやすい宮城県になることを期待しております。

大変ありがとうございました。

(拍手)

3. 閉 会

事務局 それでは、最後に遠藤産業経済部長より御礼のあいさつを申し上げます。

遠藤産業経済部長 皆さん大変お忙しいところ、この審議会及び水林部会に御参画をいた
だいて、貴重な御意見を賜りまして心から厚く御礼を申し上げます。

今日もお話がいろいろ出ました。大変立派な基本計画の案であるということで、会長から御答
申をいただくという手はずになりました。しかしながら水林部会でも、今日の審議会でもさまざま
な御意見が出ております。これらの御意見のひとつひとつを課題として私たちも重く受けとめて
おります。我々執行部としましては、今後、アクションプログラムという段階へ、作業を移行いた
します。その段階では、具体的にお話をいただいた件も含めて、しっかりフォローして、アクショ
ンプログラムの中に的確に反映してまいりたいと考えております。

大変お忙しいところを本当にありがとうございました。重ねて心から厚く御礼を申し上げます。

事務局 以上をもちまして、第10回宮城県産業振興審議会を終了させていただきます。

委員の皆さまどうもお疲れさまでございました。